

「ＪＲ加古川線（西脇市駅－谷川駅間）列車利用促進事業」委託業務仕様書

1 委託業務名

「ＪＲ加古川線（西脇市駅－谷川駅間）列車利用促進事業」委託業務

2 業務目的

ＪＲ加古川線（西脇市駅－谷川駅間）は、近畿で最も厳しい利用状況にあり、地域住民の日常生活や観光・交流による地域活性化に欠かすことのできない同線を維持するため、地域一体となって様々な利用促進策を実施している。

本業務は、ＪＲ加古川線の駅を発着とする貸切車両の運行等により、北播磨地域と丹波地域のフィールドパビリオンや観光資源をめぐるなど、大阪・関西万博の開催を契機としてＪＲ加古川線（西脇市駅－谷川駅間）の更なる利用促進に取り組むものである。

3 委託条件

- (1) 本業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和８年２月２７日（金）までとする。
- (2) 契約上限金額は、２,４００,０００円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- (3) 委託料の支払いは原則精算払とし、業務終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に適合しているかを確認した後に支払う。なお、業務の遂行上必要と認める場合は、前金払を行うことができる。
- (4) 業務完了後、委託料を精算し、余剰金が生じた場合は返還する。

4 業務内容

本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、この事業の目的達成に向け、下記の事項を踏まえ、ＪＲ加古川線（西脇市駅－谷川駅間）を利用するツアーを企画し、催行すること。

(1) ツアーの企画・運営

ＪＲ加古川線の駅を発着地とし、北播磨地域及び丹波地域のひょうごフィールドパビリオンや観光資源をめぐる周遊観光ツアー等（ハイキングを含む）を企画・提案すること。

ア 駅発着型、貸切電車利用型など、催行形態も含め提案すること。

なお、ＪＲ西日本との調整については、受託者が行うこと。

イ ＪＲ加古川線（西脇市駅－谷川駅間）の全区間または一部区間を必ず乗車利用すること。

なお、ＪＲ加古川線の利用区間については、加古川駅から西脇市駅までの区間の利用も可とすること。

ウ 周遊場所に北播磨地域のひょうごフィールドパビリオンを１か所以上選定したツアー及び丹波地域のひょうごフィールドパビリオンを１か所以上選定したツアーをそれぞれ１回以上提案すること。

エ ツアーの運営に必要なスタッフの手配・管理を実施すること。

オ 傷害保険等の必要な保険へ加入すること。

カ 参加者へのアンケートを作成し、配布、回収、集計を行うこと。

(2) 実施時期・催行回数

ア 実施時期は令和7年7月～令和7年12月末までの間とする。

イ 催行回数は2回以上とし、10月13日までに必ず2回は実施すること。

(3) 参加料等

ア 参加者からのツアー代金は、多くの参加が得られるような価格設定で企画し、別途発注者と協議すること。

イ 集合場所までの旅費は参加者の負担とする。

(4) ツアーの広報、参加者募集

ア 受託者は、チラシ作成、WEBサイト、SNS、その他独自のノウハウを活用した効果的な手段で参加者の募集を行うこと。

イ ツアー参加者は定員の50%以上を確保すること。

ウ チラシ等を作成した場合は、作成後すみやかに発注者に電子データを納品すること。

エ チラシ等によるPRの際には、「JR加古川線(西脇市駅～谷川駅間)利用促進協議会」の事業であることを表記すること。

(5) JR施設内・管理範囲内(駅舎・車両・敷地内等)での実施について

下記を遵守し、実施にあたっては、発注者及びJR西日本と協議して実施すること。

ア 利用者の動線を確保し、流動の妨げにならないようにすること。

イ 列車運行に支障が出ないようにすること。

5 事業実績報告書の提出

次の業務成果品(データ)を提出すること。

(1) 事業実績報告書、記録写真 1部

(2) 回収アンケート 1部

6 事業実施上の留意点

(1) 本プロポーザルは、受託者を選定するために行うものであり、業務内容は改めて発注者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。この際、事業の目的を達成するため、発注者の指示により仕様の追加や変更を行うことがある。

(2) 受託者は、事業の履行にあたり発注者の指示に従うとともに、発注者と密に連絡・調整、協議し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、事業の実施にあたり適用を受ける法令・規定・基準・指針等については、これを遵守しなければならない。

(3) 受託者は、事故及びデータの漏洩・滅失等の予防に十分留意し、事業の信頼性及び安全性の確保に努めなければならない。

- (4) 受託者は、事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 受託者は、事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (6) 再委託
- ア 受託者は、業務の全部又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下、「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下、「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を発注者に提出し、承認を得た場合は、承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
- ウ 発注者が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、受託者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- エ 受託者は、業務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、発注者に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、発注者の書面による承認を受けなければならない。なお、第4次委託等以降も同様とする。
- オ 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、受託者は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、発注者の承認を受けなければならない。
- カ 受託者は、業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。

7 その他要件等

- (1) 受託者は、委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、業務の円滑な実施のために、定期的に発注者と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、発注者と協議した上で、業務実施に係る業務計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。
- (3) この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託者が負担すること。
- (4) 受託者は、本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、発注者の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

- (6) 受託者は、本業務の実施に当たり、発注者から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受託者が協議上、決定するものとする。